

○人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(常勤労務者等在職状況統計報告)</p> <p>第四条 常勤労務者等在職状況統計報告は、七月一日現在における常勤労務者等(二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員をいう。)の在職状況について、人規九―八<u>第四条第一項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別及び職務の級別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、七月二十日までに作成するものとする。</u></p> <p>(非常勤職員在職状況統計報告)</p> <p>第五条 非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における非常勤職員(法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)の在職状況(人事院規則一五―一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)(以下「人規一五―一五」という。))<u>第二条の</u>日々雇い入れられる非常勤職員については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とする。)について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第五により、七月二十日までに作成するものとする。</p> <p>(給与支払状況統計報告)</p>	<p>(常勤労務者等在職状況統計報告)</p> <p>第四条 常勤労務者等在職状況統計報告は、七月一日現在における常勤労務者等(二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員をいう。)の在職状況について、人規九―八の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別及び職務の級別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、七月二十日までに作成するものとする。</p> <p>(非常勤職員在職状況統計報告)</p> <p>第五条 非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における非常勤職員(法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)の在職状況について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第五により、七月二十日までに作成するものとする。</p> <p>(給与支払状況統計報告)</p>

第六条 給与支払状況統計報告は、財政法第十三条に定める会計ごとに、各月別及び次の各号に掲げる給与別に、常勤職員（二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員及び検察官を除く。）及び法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員に支給した給与の額及びその支給を受けた職員数を四月において、前十二分について、調査集計し、別記様式第六により、四月二十日まで作成するものとする。

一 給与法第五条の俸給（第二十号及び第二十一号に掲げるものを除く。）

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)

第六条 給与支払状況統計報告は、財政法第十三条に定める会計ごとに、各月別及び次の各号に掲げる給与別に、常勤職員（二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員及び検察官を除く。）及び法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員に支給した給与の額及びその支給を受けた職員数を四月において、前十二分について、調査集計し、別記様式第六により、四月二十日まで作成するものとする。

一 給与法第五条の俸給（第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げるものを除く。）

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)

十三	(略)
十四	(略)
十五	(略)
十六	(略)
十七	(略)
十八	(略)
十九	(略)
二十	(略)
二十一	(略)
二十二	(略)
二十三	(略)
二十四	(略)
二十五	(略)
(内閣府令で定める統計報告)	
第七条	人事統計報告に関する政令第二十一条第七号の内閣府令で定める人事統計報告は、再任用職員在職状況統計報告とする。
2	(略)

十三	(略)
十四	(略)
十五	(略)
十六	(略)
十七	(略)
十八	(略)
十九	給与法第十九条の八の期末特別手当
二十	(略)
二十一	(略)
二十二	(略)
二十三	(略)
二十四	(略)
二十五	(略)
二十六	(略)
(内閣府令で定める統計報告)	
第七条	人事統計報告に関する政令(昭和四十一年政令第十二号)第二条第七号の内閣府令で定める人事統計報告は、再任用職員在職状況統計報告とする。
2	(略)

様式第3

検 察 官 在 職 状 況 統 計 報 告

官 署 名																				作成責任者官職氏名			
	平成 年 月 1 日 現在																						
検 事 総 長																							
次 長 検 事																							
東京高等検察庁検事長																							
そ の 他 の 検 事 長																							
検 事	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計	
	検 事 正																						
	その他の検事																						
計																							
副 検 事	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計				
検察官総計																							
備 考																							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改 正 案

様式第3

検 察 官 在 職 状 況 統 計 報 告

官 署 名																				平成 年 月 1 日 現在	作成責任者官職氏名	
検 事 総 長																						
次 長 検 事																						
東京高等検察庁検事長																						
そ の 他 の 検 事 長																						
事 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計	
	検 事 正																					
	その他の検事																					
事 計																						
副 検 事	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計				
検察官総計																						
備 考																						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

現 行

様式第5

非常勤職員在職状況統計報告

官 署 名			平成 年 月 日 現在		作成責任者官職氏名	
職 名	現 在 員 数					備 考
	A		B		計	
	イ	ロ	イ	ロ		
事務補助職員						
技術補助職員						
技能職員						
労務職員						
医療職員						
教育職員						
専門職員						
統計調査職員						
観測監視等職員						
委員顧問参与等職員						
その他の職員						
計						

備考

- 「現在員数A」の欄 人規一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。
イ 常勤職員に準じた勤務形態で勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月以上である職員
ロ イ以外の職員
- 「現在員数B」の欄 人規一五一一五第二条のその他の非常勤職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。
イ その職員について定められている任期が六月以上であるもの及び任期の定めのない職員であつて引き続き六月以上勤務したもの
ロ イ以外の職員
- 「現在員数A」の欄に記入する人規一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員の現在員数については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とすること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5

非常勤職員在職状況統計報告

官署名			平成 年 7 月 1 日 現在		作成責任者官職氏名	
職名	現在員数				計	備考
	A		B			
	イ	ロ	イ	ロ		
事務補助職員						
技術補助職員						
技能職員						
労務職員						
医療職員						
教育職員						
専門職員						
統計調査職員						
観測監視等職員						
委員顧問参与等職員						
その他の職員						
計						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

現 行

様式第6

給与支払状況統計報告

会計名		官署名				作成責任者官職氏名					
種類	平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		備考
	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	
俸給											
特別調整額											
本府省業務調整手当											
初任給調整手当											
専門スタッフ職調整手当											
扶養手当											
地域手当											
広域異動手当											
研究員調整手当											
住居手当											
通勤手当											
単身赴任手当											
特殊勤務手当											
特勤勤務手当等											
超過勤務手当等											
管理職員											
特別勤務手当											
期末手当											
勤勉手当											
退職者給与											
特定任期付職員俸給											
特定任期付職員業績手当											
任期付研究員俸給(一)											
任期付研究員俸給(二)											
任期付研究員業績手当											
寒冷地手当											
計											

備考

- この表において「特定任期付職員俸給」とは、第六条第二十号の俸給をいう。
- この表において「任期付研究員俸給(一)」とは、第六条第二十二号の俸給をいう。
- この表において「任期付研究員俸給(二)」とは、第六条第二十三号の俸給をいう。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6

給与支払状況統計報告

現行

会計名		官署名				作成責任者官職氏名					
種類	平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		平成 年 月分		備考
	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	支給人員	支払金額	
俸給											
特別調整額											
本府省業務調整手当											
初任給調整手当											
専門スタッフ職調整手当											
扶養手当											
地域手当											
広域異動手当											
研究員調整手当											
住居手当											
通勤手当											
単身赴任手当											
特殊勤務手当											
特勤勤務手当等											
超過勤務手当等											
管理職員											
特別勤務手当											
期末手当											
勤勉手当											
期末特別手当											
退職者給与											
特定任期付職員俸給											
特定任期付職員業績手当											
任期付研究員俸給(一)											
任期付研究員俸給(二)											
任期付研究員業績手当											
寒冷地手当											
計											

備考

- この表において「特定任期付職員俸給」とは、第六条第二十一号の俸給をいう。
- この表において「任期付研究員俸給(一)」とは、第六条第二十三号の俸給をいう。
- この表において「任期付研究員俸給(二)」とは、第六条第二十四号の俸給をいう。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7

再任用職員在職状況統計報告

現 行

部 局 名 会 計 名				官 署 名			平成 年 月 1日現在		作成責任者官職氏名						
俸給表名	職 名	勤務時間	指定職	職 務 の 級 (号)											計
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	計														
備 考															

備 考

- 「勤務時間」の項は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員については「常勤」と、同法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員については、一週間当たりの通常の勤務時間（16時間から32時間）を記入すること。
- 「計」の欄は、勤務時間ごとの計を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。